

7. 各控除の詳細

①給与所得控除

会社からの給与をもらっている人にも「経費」にあたるものを収入から控除することができる。控除額は「給与所得控除後の給与等の金額の表」を参照。これを給与所得控除という。

②所得控除（本人に関する控除）

●基礎控除（380,000円）

扶養申告書に名前の記載があれば無条件で適用。

●障害者控除（270,000円）

身体障害者2級以下の者に適用。

●特別障害者控除（400,000円）

身体障害者1級以上の者に適用。※身体上の障害がある者は2級でも適用。

●寡婦控除（270,000円）以下ア)、イ)のいずれかに該当

- ア) 夫と死別・離婚・生死不明の女性で子を扶養している
- イ) 夫と死別・生死不明の女性で所得500万円以下

●特別寡婦控除（350,000円）

寡婦控除条件のア)、イ)の両方を満たす者

●寡夫控除（270,000円）

男性で特別寡婦の条件を満たす者

●勤労学生控除（270,000円）

所定の学生及び訓練生であり、合計所得が65万円以下であり、そのうち給与所得が10万円以下である者。

③所得控除（扶養親族に関する控除）

●扶養親族控除…本人と生計を一にする親族で合計所得金額が38万円以下の者。

※給与所得のみの場合は103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下になる。

※年金等の雑所得だけの場合は158万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下になる。

※内職等の所得だけの場合は103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下になる。

●控除対象扶養親族控除（380,000円）

扶養親族のうち年齢16歳以上の者（H15/1/1以前に出生）※16歳未満は子ども手当があるため

●特定扶養親族控除（250,000円）

控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の者（H8/1/2からH12/1/1の間に出生）

●老人扶養親族控除（100,000円）

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者（S24/1/1以前に出生）

●同居老親等控除（200,000円）

老人扶養親族のうち、本人またはその配偶者の直系尊属（父母や祖父母）で同居を常況。

●同居特別障害者である扶養親族控除（750,000円）

扶養親族のうち、特別障害者に該当する者で本人もしくは配偶者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況。

●障害者控除（270,000円）

本人に関する控除と同条件。※別居も可

●特別障害者控除（400,000円）

16歳未満であっても障害者に該当する場合は適用可。※別居も可

※扶養親族については年の途中で死亡した場合でも、その年の年末調整については控除対象

④所得控除（配偶者に関する控除）

●源泉控除対象配偶者控除

本人の合計所得金額が900万円以下の者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下の者。

●同一生計配偶者控除

本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の者。

●控除対象配偶者控除

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である者の配偶者

●配偶者特別控除の対象者

本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下の者。

●老人控除対象配偶者（30,000 円～100,000 円）

控除対象配偶者のうち、年齢 70 歳以上の者（S24/1/1 以前に出生）。

●同居特別障害者である同一生計配偶者（750,000 円）

同一生計配偶者のうち、特別障害者に該当する人で同居を常況。

●障害者控除（270,000 円）

本人に関する控除と同条件。

●特別障害者控除（400,000 円）

本人に関する控除と同条件。

⑤生命保険料控除

・平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約（新契約）の場合

所定の計算式により控除額を算出～控除額の最高は 4 万円。

・平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約（旧契約）の場合

⑥地震保険料控除

・所定の計算式により控除額を算出。

・1 つの契約（1 枚の契約書）が、地震等損害によるものと、旧長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分に該当するものとして、控除額を計算する。

⑦社会保険料控除

子の年金保険料を払う等、もしくは仕事をしていない期間に国保料等を支払った場合。

また、年の途中で入社した者については、就職していない期間に支払った保険料があるのであれば、本人が申告することで控除を受けることができる。

↑

※国民年金の保険料、国民年金基金の掛金については、支払った金額に関係なく日本年金機構又は、国民年金基金が発行した証明書を保険料控除申告書に添付しなければならない。

⑧住宅借入金等特別控除

※最初の年分については、必ず確定申告により控除を受ける必要がある。

・該当する場合は、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を添付してもらう。

・扶養控除等（異動）申告書、住宅借入金特別控除申告書、年末残高証明の住所が全て一致しているか確認。

・年末残高証明書に連帯債務者の記載がある場合は、借入金等の年末残高に控除を受ける人が負担する割合を乗じた額を年末残高として控除額を計算。

8. 年調年税額の計算と過不足の精算

●年調年税額の計算

算出所得額から税額控除を行い、年調所得税額を求める。さらに復興特別所得税を含めて計算するため年調所得税額に102.1%を乗じて年調年税額を算出する。

●還付（超過）と徴収（不足）

本年分の毎月の徴収税額と確定した税額を比較して精算する。